

第34回法務省契約監視会議議事概要

開催日	令和7年11月27日(木)
開催場所	法務省17階 会計課会議室
出席委員	諏訪雄三(共同通信社編集委員兼論説委員) 田中早苗(弁護士) 柳川重規(中央大学法学部教授)
審議対象期間	令和7年4月～令和7年6月
審議対象契約	一般競争契約 733件 随意契約 261件
重点審議案件	一般競争契約 8件
委員からの主な意見・質問それに対する回答等	別紙のとおり
意見具申等	今回の審議案件について、特段の問題は認められなかった。

質問・意見等	回答等
<p>1 「P P C用紙の購入（単価契約）」 （一般競争入札） 契約金額 60,051,020 円 支出負担行為担当官 名古屋法務局長</p> <p>（質問等） 【総論的質問】 なぜ一者応札となったのか。</p> <p>【諏訪座長】 非常に広範囲での共同調達を行っているが、実施に至った背景事情はどのようなものか。</p>	<p>（回答） 1 者応札になった要因は、本件は東海地区に所在する多数の官署による共同調達であるため、予定数量が非常に多く、納入場所も愛知県、三重県、岐阜県、静岡県と広範囲にわたり納品場所も多いことから、入札に参加できる事業者が大手に限られたことが考えられる。</p> <p>また、令和4年度までは複数応札であったものの、令和5年度の入札において1者応札となり、その際に不参加となった事業者からその理由を聴取したところ、リサイクル用紙の原材料である古紙が不足していて、大量のリサイクル用紙を確保することが困難となったことや、ガソリン代の高騰やドライバー不足による配送コストの上昇などによって、応札価格を上げざるを得なくなり、落札できる見込みが低くなったと判断し、やむなく入札参加を見送ったとの回答を受けた。</p> <p>共同調達を開始した当初は数官署で実施していたが、更なるスケールメリットの効果を期待し、参加官署の拡大を図り、平成30年度から約30官署が参加するようになった。</p>

<p>2 「名古屋法務合同庁舎及び法務総合研究所名古屋支所各構内の除草及び樹木剪定業務委託契約（令和7年度から同9年度分）」 （一般競争入札） 契約金額 6,600,000円 支出負担行為担当官 名古屋高等検察庁検事長</p> <p>（質問等） 【総論的質問】 人件費が中心の業務であると思われるが、落札率が54.8パーセントの低落札率となった理由は何か。</p> <p>【諏訪座長】 予定価格はどのように算定されたのか。</p>	<p>（回答） 前回の契約では、清掃業務と除草・剪定業務を併せて1件の委託契約としていたところ、前回の契約相手は清掃業務を本業とする業者であったため、除草・剪定業務に係る部分の金額面に関しては下請けに回す費用も含めた金額となっていた。今回は、除草・剪定業務のみを専門に扱う業者も入札参加できるよう、清掃業務と除草・剪定業務を分けて、除草・剪定業務のみの委託契約として入札手続を行った結果、今回の契約相手は、自社のみで履行可能な事業者であったことから、低価格で入札参加するに至った。また、除草・剪定業務のみを扱う事業者も入札参加できるようになったことから、前回よりも応札者が増加し、競争性が高まったことも理由に挙げられる。</p> <p>建築施工単価等の基準単価を基に積算した額と除草・剪定業務を主たる業務とする5者から徴取した見積書等の額を比較し、より安価であった基準単価を基に積算した額を予定価格として採用し算定した。</p>
<p>3 「令和7年度横浜刑務所等自動車運行管理業務委託契約」 （一般競争入札）</p>	

<p>契約金額 36,471,600 円 支出負担行為担当官代理 横浜刑務所調査・支援部長</p> <p>「東京拘置所自動車運行管理業務委託」 (一般競争入札) 契約金額 48,331,800 円 支出負担行為担当官代理 東京拘置所長</p> <p>(質問等) 【総論的質問】 自動車運行管理委託契約で 1 者応札が多い原因は何か。</p> <p>【柳川委員】 施設や業務の特殊性により通常の運行業務よりも事業者が参入しづらいといった事情はあるのか。</p>	<p>(回答) 近年の輸送業界におけるドライバー不足の影響を受けて、事業者において新たな事業実施に向けた運転手の確保が非常に困難な状況にあり、近時、応札辞退が増加している状況にある。</p> <p>護送業務においてマイクロバスや大型バス、小型の乗用車、ミニバンタイプなど様々な車両の運行を行っているが事業者の参入が困難となる特殊車両を運行しているものではない。</p>
<p>4 「令和 7 年度大阪拘置所及び尼崎拘置支所消防等点検及び防災管理点検契約」 (一般競争入札) 契約金額 8,635,000 円 支出負担行為担当官代理 大阪拘置所総務部調査官</p> <p>(質問等) 【総論的質問】 落札率が 31.0%と低くなった理由は何か。</p>	<p>(回答) 令和 6 年度までは、施設全体を維持管理する庁舎維持管理契約の一部に本契約を含めていたが、本年度からは本契約を切り分けて入札を実施したところ、競争性が向上し、契約金額が予定価格に比して低額となった。</p>

<p>5 「大阪出入国在留管理局庁舎清掃業務請負契約」 (一般競争入札) 契約金額 7,887,000 円 支出負担行為担当官代理 大阪出入国在留管理局総務課長</p> <p>(質問等) 【総論的質問】 低入札価格となった理由は何か。また低入札価格調査の結果はどのようなものか。</p> <p>【田中委員】 落札者以外の入札参加者の入札状況はどのようなものであったか。</p>	<p>(回答) 同一の事業者が令和5年度から継続して本案件を落札していることから、契約の相手方における経験蓄積による業務効率化が入札価格に反映された。 本件の予定価格について適切に算出している。落札者は、他の地方自治体や大阪家庭裁判所等とも契約を締結しており、これらの契約及び大阪出入国在留管理局における令和5年度及び令和6年度の契約においても履行上の問題がなかったことから、契約締結に至った。</p> <p>契約の相手方以外に3者の入札があり、落札率はいずれも90%を超えていることから、予定価格の算出に問題はなかったと考えている。</p>
<p>6 「司法試験総合管理システム改修等業務の請負一式」 (随意契約) 契約金額 38,324,000 円 支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長</p> <p>(質問等) 【総論的質問】 低入札価格調査の結果はどのようなものか。</p>	<p>(回答) 主に当該価格で入札した理由、契約期間中の履行体制、官公庁契約での履行状況の3点を中心に調査を行った。調査の結果、相手方における人員体制</p>

<p>【諏訪座長】 本件改修業務で契約を締結することで、今後の司法試験関連システムの改修等での受注に有利となるような事情はあるのか。</p>	<p>を踏まえた営業的判断により落札を確信できる低価格での応札に至った事情が認められた。また、過去の本システム関連案件での履行状況及び他の官公庁との契約における履行状況にも問題が認められなかったことから、契約内容に適合した履行を受けることが可能と判断し、契約締結に至った。</p> <p>そういった事情があるとは確認できなかった。</p>
<p>7 「和紙公図の管理及び証明書発行等に関する事務処理用端末等の賃貸借一式」 (一般競争入札) 契約金額 238,807,800 円 支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長</p> <p>(質問等) 【総論的質問】 応札者が1者で、落札率も高く、また、入札回数も多いが、予定価格の算定に問題があったのではないか。</p>	<p>(回答) 本件では12回目の入札で応札額が予定価格を下回って落札に至ったものであるが、応札者から予定価格を下回るまで毎回1%程度ずつ価格を下げた複数回の入札が行われた。初回の開札の段階で参加者が1者であることを応札者が認識し、予定価格を見据えながら小幅な値引きを繰り返して応札したものと考えられるが、少しでも多くの利益を確保したいという企業側にとって当然の行動だと考えられ、予定価格の算定に問題があったことが要因ではないと考えている。</p>

<p>【田中委員】 入札業務を効率的に行うための改善策は考えられるものか。</p>	<p>一定の回数で入札を打ち切るという手法も考えられるが、そうした場合には、通常、改めて入札公告から手続をやり直すこととなり、かえって全体の行政コストが増大してしまうと考えられる。</p>
<p>8 「電話配線設備保守業務の請負 一式」 (一般競争入札) 契約金額 12,672,000 円 支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長</p> <p>【諏訪座長】 令和3年11月に開催された第20回法務省契約監視会議において、一者応札案件として審議された案件のフォローアップについて説明されたい。</p>	<p>(事務局)</p> <p>第20回会議での御意見等を踏まえ、一者応札解消に向けた取組を行った結果、本年4月の契約においては2者から応札があり、一者応札が解消された。</p> <p>(回答)</p> <p>これまでの契約で一者応札となった理由について事業者へのヒアリングを行ったところ、コスト面での課題や本業務に係る業務遂行などの流れの理解に時間を要すること、また、例年3月上旬頃に開札していたことから、他省庁等を含めた翌年度契約に関する開札が集中する時期となり、事業者内の調整が困難となり、参加を見送ったという回答を得るに至った。この回答を踏まえ、仕様書の記載の充実化や内容の見直しを行い、開札時期も2月下旬頃に変更し、契約から業務開始までの準備期間を拡大する措置を取ったものの、1者応札は解消しなかった。そこで、他省庁における契約情報の公表データを参考に新たな事業者に対して声掛けを行い、加えて、事業者における本業務への理解促進を目的として入札説明会を</p>

	開催し、直接仕様書の内容等について説明を行う場を設け、質疑応答等を行った結果、一者応札の解消に至った。
--	---